

## 佐久市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市自転車等の放置防止に関する条例(令和 年佐久市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放置されている自転車等に対する措置)

第2条 条例第6条第1項の規定による指導は、自転車等(条例第2条第3号に規定する自転車等をいう。以下同じ。)に指導書(様式第1号)を取り付けることにより行うものとする。

2 条例第6条第2項に規定する相当の期間は、同条第1項の規定による指導を行った日から起算して14日間とする。

3 条例第6条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を当該自転車等が放置されていた場所に表示するものとする。

4 条例第6条第4項に規定する必要な措置は、防犯登録、車体番号等による所有者の確認及び確認することができた場合の引取りの通知とする。

5 条例第6条第5項に規定する相当の期間は、第3項の規定により自転車等を保管したことを表示した日から起算して6か月とする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 指 導 書

この自転車等の利用者等は、速やかにこの場所から自転車等を移動してください。

年 月 日までに移動しない場合は、佐久市自転車等の放置防止に関する条例第6条第2項の規定に基づき撤去します。

年 月 日

佐久市長